

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価) (評価年度: 令和6年度)

政策	8 生活環境			
目指す姿	1 犯罪・事故のない地域の実現			
施策の方向性	① 防犯意識の向上と防犯活動の促進			
事業名	安全・安心なまちづくり事業	事業年度	H16	年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課	
チーム名	安全安心まちづくり・交通安全チーム			

1 事業実施の背景及び目的

安全・安心な社会の実現は、県民共通の願いである。少子高齢化が急速に進行する本県において、社会全体で防犯・雪対策を推進していくため、自主的な防犯活動や犯罪防止に配慮した環境を整備するとともに、犯罪被害に遭った人々を地域で支える社会の形成、除排雪の事故防止等を図り、「日本一安全で安心な秋田県」を実現する。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和6年度 予算額	令和5年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	防犯活動推進事業	県民や地域の防犯意識を高め、自主的な防犯活動や子どもの安全確保を推進する。	144	149	
2	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等の平穏な生活の早期回復及び犯罪被害者等を支援する社会の形成を図るため、普及啓発や性暴力被害者サポートセンターの運営等を行う。	7,956	7,117	
3	雪対策推進事業	雪による人的被害を防止するため、安全な除排雪作業の普及啓発や地域において除排雪に取り組む団体の立ち上げ支援等を行う。	4,906	4,703	
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	13,006	11,969	0
国庫補助金	性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金、人権啓発活動地方委託費		3,833	3,516	
県債					
その他	寄付金		100	100	
一般財源			9,073	8,353	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	除排雪団体数(団体)【成果指標】										
指標式	県事業による除排雪団体の立ち上げ数(累積)										
出典	県民生活課調べ										
把握時期	当該年度3月										
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
目標a	36	44	50	55	60	65	70	75	80	85	
実績b	38	43	46	51	57	63	69				
b/a	105.6%	97.7%	92.0%	92.7%	95.0%	96.9%	98.6%	0.0%	0.0%	0.0%	

【指標Ⅱ】

指標名											
指標式											
出典											
把握時期											
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
目標a											
実績b											
b/a											

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	少子高齢化や人口減少の進行により、地域コミュニティ機能が減退し、除排雪の担い手不足のほか、高齢者の雪による事故が多発していることから、高齢者等の除排雪作業を地域の支え合いにより支援する体制の整備が急務である。
----	---	----	--

(判定基準)a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	除排雪作業中の啓発事業において、ショッピングセンターやホームセンターなど多くの県民が訪れる商業施設等でチラシ配布を行ったほか、テレビやラジオ放送に加えて、県公式XやフェイスブックなどのSNSを活用するなど、限られた予算の中で、事故防止に向け、効果的な注意喚起を行った。
----	---	----	--

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(※ 前 回 の 参 考 結 果)	B
----	---	--	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

人口減少と高齢化により、自主防犯活動団体の減少や除排雪団体構成員の高齢化が進んできていることから、新たな担い手の確保が困難となっており、団体の活動の活性化や安定した活動の継続が課題となっている。 また、多くの県民は、犯罪に巻き込まれることや身近で犯罪被害者等に接する機会が少ないことから、犯罪被害者等が置かれた立場について、県民の理解が不足している。
--

(2) 今後の対応方針

安全・安心まちづくりについて顕著な功績があった団体等を表彰し、県民に広くその活動内容を周知するとともに、情報紙を発行し、県内の自主防犯活動団体の先進事例等を共有することで、活動員の意欲の向上と活動の活性化を図る。 市町村と除排雪団体による情報交換会を開催して連携を強化するほか、新たな除排雪団体の立ち上げに要する経費を補助し、活動を支援する。 「犯罪被害を考える日」の街頭キャンペーンによるチラシの配布や犯罪被害者週間「県民のつどい」における犯罪被害者遺族等の講話などにより、県民の犯罪被害者等支援に対する理解を深める。
--

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの
----	--	---

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価) (評価年度: 令和6年度)

政策	8 生活環境			
目指す姿	1 犯罪・事故のない地域の実現			
施策の方向性	⑤ 自立した消費者の育成と消費者被害の防止			
事業名	消費者行政強化事業	事業年度	H30	年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課	
チーム名	消費生活チーム			

1 事業実施の背景及び目的

国として取り組むべき重要な消費者政策を推進するために創設された「地方消費者行政強化交付金」を活用し、社会経済情勢の変化等によって生じる新たな消費者問題に対応するための体制の強化を図るとともに、自立した消費者の育成を推進することなどにより、消費者被害の防止を目指す。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和6年度 予算額	令和5年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	消費者行政強化事業	新たな消費者問題に対応した体制の整備、エンカル消費普及啓発の推進、消費者教育の推進。	11,864	6,733	
2	消費者行政強化支援事業	市町村が行う新たな消費者問題に対応した取組への支援。	4,066	2,553	
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	15,930	9,286	0
国庫補助金	地方消費者行政強化交付金		10,746	5,919	
県債					
その他	産業廃棄物対策基金繰入金		1,550	1,550	
一般財源			3,634	1,817	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	生活センターにおける年間の出前講座への参加者数(人)【成果指標】									
指標式	生活センターにおける年間の出前講座への参加者数									
出典	生活センター調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a						4,000	4,000	2,000	2,000	2,000
実績b						3,373	2,894			
b/a						84.3%	72.4%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	デジタル化の進展や社会経済情勢の変化によって生じる新たな消費者問題に的確に対応していくため、相談体制の強化を図るとともに、エンカナル消費を含む消費者教育を推進し、自立した消費者を育成する必要がある。
----	---	----	---

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	c	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	オンライン開催としたことで、遠方の市町村からも研修に参加しやすくなった。 また、デジタル化の進展に伴う消費者問題が増加傾向にあることから、SNS等のウェブ広告を活用することで、ターゲットに対して効果的に情報を発信するとともに、高い頻度で啓発活動を実施できた。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前 ※回 参 考 結 果	B
----	---	-----------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」:「A」、「C」以外の判定のもの
「C」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

		デジタル化の進展や、社会情勢の変化により、消費者トラブルが多様化・複雑化している。
--	--	---

(2) 今後の対応方針

		多様化・複雑化する消費者トラブルに対応するため、県の消費生活相談機関を生活センターに集約し、消費生活相談員の研修参加などによる体制強化や悪質事業者への指導監視体制強化を図るとともに、教育委員会や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、若年者や高齢者に対する啓発活動を実施し、消費者教育の推進に努める。また、その他の世代に向けても、ウェブ広告を活用した啓発活動等を行い、より効果的な消費者教育の推進を図る。
--	--	---

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」:「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」:「A」、「C」以外の判定のもの
「C」:「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価) (評価年度: 令和6年度)

政策	8 生活環境			
目指す姿	1 犯罪・事故のない地域の実現			
施策の方向性	⑤ 自立した消費者の育成と消費者被害の防止			
事業名	消費生活安全・安心事業	事業年度	H25	年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課	
チーム名	消費生活チーム			

1 事業実施の背景及び目的

平成21年度以降、国の基金や交付金を活用し、消費生活相談等の体制を整備してきたが、特殊詐欺や消費者問題の被害が依然として深刻であることから、引き続き「地方消費者行政推進交付金」を活用し、県及び市町村の消費生活相談体制の維持・充実を図るとともに、被害の未然防止に向けた消費者教育の一層の推進を図る。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和6年度 予算額	令和5年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	消費生活安全・安心事業	高齢者の特殊詐欺被害の防止、地域の消費者問題解決力の強化、消費生活相談体制の強化。	14,822	11,025	
2	消費生活安全・安心支援事業	市町村が行う消費生活相談体制の維持・充実のための取組に対する助成。	5,774	7,466	
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	20,596	18,491	0
国庫補助金	地方消費者行政強化交付金		20,581	18,479	
県債					
その他	諸収入(労働保険料納付金)		15	12	
一般財源			0	0	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	年間の生活センター啓発事業等への参加者数(人)【成果指標】									
指標式	年間の生活センター啓発事業等への参加者数									
出典	生活センター調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a						1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績b						945	1,089			
b/a						94.5%	108.9%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

--

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	特殊詐欺被害の件数、金額とも増加傾向にあることに加え、SNSを介した詐欺被害が急増するなど、消費者問題の内容が複雑化・多様化して、高齢者に限らず幅広い年代で消費者被害が発生していることから、被害の未然防止のための啓発活動や、相談体制の充実・強化により、消費生活の安全・安心を図る必要がある。
----	---	----	---

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	交付金を活用し、高齢者が目にしやすいテレビCMや幅広い年代に向けたウェブ広告を実施することで効果的な啓発活動を行うとともに、オンラインを活用した研修の受講等により、経費を節減しながら消費生活相談員のスキルアップに努めた。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(※ 前の 参考 結果)	B
----	---	-----------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

デジタル化の進展や社会情勢の変化により多様化・複雑化している消費者トラブルに対応する必要がある。 また、国では地方公共団体に対して消費者行政予算の自主財源化を促しており、令和7年度の交付金活用期間終了後の財源確保が課題である。
--

(2) 今後の対応方針

消費者被害の未然防止のため相談体制の充実を図るとともに、各種講座の開催や関係機関との連携、多様な媒体を活用した啓発活動など、ライフステージに応じたより効果的な消費者教育の推進に努める。 引き続き交付金を活用し事業を実施するとともに、交付金の継続について国へ要望を続ける。
--

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		(※ 前の 参考 結果)	
----	--	-----------------------	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価) (評価年度: 令和6年度)

政策	8 生活環境			
目指す姿	2 快適で暮らしやすい生活の実現			
施策の方向性	⑤ 情報通信インフラ等の整備の促進			
事業名	DX戦略推進事業	事業年度	R3	年度～ 年度
部局名	企画振興部	課室名	デジタル政策推進課	
チーム名	調整・DX推進チーム			

1 事業実施の背景及び目的

生活の利便性向上や地域課題の解決には、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境が必要となるため、様々な分野のデジタル化・DXを進めていくことが重要であるが、デジタル技術の利活用について、地域や個人間等の格差(デジタルデバイド)が生じていることから、これらの解消を図る必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和6年度 予算額	令和5年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	高齢者向け「デジタル生活」わくわく体験事業	高齢者のデジタル活用を推進するため、スマートフォンの操作体験会や、地域で支援するデジタル活用サポーターを育成する研修会を実施する。	7,819	7,372	
2	Let'sコネクト! デジタル未来ふれあい事業	先進技術に関する県民の理解促進を図るため、多様なデジタル技術を体験できるイベントを開催する。	12,023	12,023	
3	秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム運営事業	産学官が連携し、ICTやIoT等の先進技術の活用による地域課題の解決や先進技術の導入による県内産業の振興を図るため、コンソーシアムの各種活動を行う。	443	156	
4	DX推進アドバイザー活用事業	デジタル化・DXを推進するため、先進技術の動向や専門知識等を有する外部人材からの助言を得る。	3,722	3,728	
5	デジタルマッチングボックスAKITA構築事業	各部局等が抱える課題をデジタル技術の活用により解決するため、広く民間企業から提案を募り、課題と解決手法のマッチングを図るプラットフォームを運営する。	11,150	16,258	
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	35,157	39,537	0
国庫補助金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、地方創生推進交付金		5,983	7,372	
県債					
その他	東北情報通信懇談会からの補助		300	190	
一般財源			28,874	31,975	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	操作体験会参加者数(人)【成果指標】										
指標式	スマートフォン操作体験会の参加者数										
出典	デジタル政策推進課調べ										
把握時期	当該年度3月										
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
目標a	-	-	-	-	-	1,600	1,800	1,800	1,800	1,800	
実績b					544	1,012	860				
b/a						63.3%	47.8%	0.0%	0.0%	0.0%	

【指標Ⅱ】

指標名	デジタル技術体験イベント参加者数(人)【成果指標】										
指標式	デジタル技術の体験イベントの参加者数(人)										
出典	デジタル政策推進課調べ										
把握時期	当該年度12月										
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
目標a	-	-	-	-	-	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
実績b						2,133	1,751				
b/a						177.8%	145.9%	0.0%	0.0%	0.0%	

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	高齢者などのデジタルに不慣れな方へのサポートや、広く県民のデジタル技術への理解促進に取り組むことは、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境づくりにつながり、ひいては県民の利便性向上や地域課題の解決等に資することから、本事業の必要性は非常に高い。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	高齢者向けスマートフォン操作体験会の実施に当たっては、NPO法人や通信事業者をはじめ、市町村や社会福祉協議会等、多様な主体と課題を共有し、協力を得ながら実施することができた。デジタル技術の体験イベントについては、集客の多いショッピングセンター等で開催することで、イベント以外の目的で会場を訪れた県民にも気軽に参加していただくなど、イベントの効果を最大化することができた。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前 ※回 参 考 結 果	B
----	---	-----------------------------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

指標 I として設定している「操作体験会参加者数」については、市町村の広報紙に掲載ができず効果的に周知が図られないケースがあった。また、県民自身の端末に関する疑問点を解決するカリキュラムが少ないという課題があった。デジタル技術の体験イベントについては、会場面積の都合等により、会場によっては設置できるコンテンツに制限が生じたため、体験の機会を等しく提供することができないという課題があった。

(2) 今後の対応方針

操作体験会の認知度向上が参加者数の増加に繋がることから、市町村の広報紙以外の手段として社会福祉協議会での周知活動、コミュニティFMでの呼びかけなど、引き続き市町村等と緊密な連携を図りながら広報活動を行いつつ、各種イベントとの連動開催やニーズのある会場での開催について調整を図る。また、県民自身の端末に関する疑問点の解決を図るため、相談会形式の教室を開催する。デジタル技術の体験イベントについては、主に中高生を対象としたデジタル人材育成を見据えつつ、県民の興味・関心を引く体験型コンテンツの充実を図るとともに、より多くの県民にイベントに参加してもらえるよう情報発信の強化に努める。また、等しく体験の機会を提供できるよう会場選定を行う。
--

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価) (評価年度: 令和6年度)

政策	8 生活環境			
目指す姿	2 快適で暮らしやすい生活の実現			
施策の方向性	④ 空き家対策の推進			
事業名	空き家対策総合推進事業	事業年度	R4	年度～ 年度
部局名	あきた未来創造部	課室名	地域づくり推進課	
チーム名	調整・地域活性化チーム			

1 事業実施の背景及び目的

空き家の増加は、防災、防犯、景観などの問題に広く関係しているが、毎年のように積雪による空き家の倒壊が相次ぐなど、県民の安全・安心の確保の観点から空き家対策は喫緊の課題となっている。

2 事業概要及び財源

(単位: 千円)

	事業内訳	概要	令和6年度 予算額	令和5年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	空き家対策総合推進事業	空き家の増加抑制や利活用を促進するため、相談会や広報、市町村職員向け研修会を実施するほか、市町村・関係団体等との情報交換を行う。	9,427	7,015	
2					
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	9,427	7,015	0
国庫補助金					
県債					
その他					
一般財源			9,427	7,015	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み
【指標Ⅰ】

指標名	空き家の増加率(%)【成果指標】									
指標式	空き家の増加率(対前年度比)									
出典	地域づくり推進課調べ									
把握時期	翌年度7月									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a						3.0	2.0	1.0	0.0	0.0
実績b						0.3	8.2			
b/a						190.0%	-210.0%			

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	空き家は、防災、防犯、景観などに広く関係しており、老朽化や雪国特有の積雪による倒壊のおそれなどの危険があり、住民の安全・安心の確保に向けて喫緊の課題である。本県の一戸建て空き家は20年間で2倍超で増加し独居高齢者が多い本県では、今後もさらなる増加が見込まれていることから、空き家対策の取組を進める必要である。
----	---	----	--

(判定基準)a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	c	理由	
----	---	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	前年度一部地域での試行開催から県内各地域で本開催となった空き家相談会について、限られた予算の中で各市町村の広報紙や県ウェブサイト、SNS、新聞記事で取り上げてもらうなど、幅広い媒体を活用した周知により、多くの申込みがあり具体的な相談につながった(相談103件)。
----	---	----	---

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	前回 ※の 参 考 結 果	A
----	---	------------------------------	---

【総合評価の判定基準】

- 「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
- 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
- 「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

今後も空き家の増加が見込まれており、空き家の増加抑制や利活用の促進が重要である。市町村からは空き家対策に対する行政措置への支援ニーズはあるが、空き家特措法上、県が措置を伴う空き家対策を一貫して担うことができない。		
--	--	--

(2) 今後の対応方針

各地域で空き家相談会を開催するほか、空き家問題に関する新聞広告や県民向けセミナーの開催による普及啓発を行うなど、空き家に対して早期に対応する気運の醸成を図るとともに、市町村職員向けに研修会を開催し対応力の向上を図る。また、県・市町村・関係団体等が連携した空き家対策に関する情報交換や検討を行う連絡会議を開催し、更なる空き家対策を進めていく。		
--	--	--

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

- 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
- 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
- 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価) (評価年度:令和6年度)

政策	8 生活環境			
目指す姿	2 快適で暮らしやすい生活の実現			
施策の方向性	① 食品の安全の確保と水道事業の基盤強化への支援			
事業名	あきたの食安全・安心推進事業	事業年度	H22	年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課	
チーム名	食品安全・動物愛護チーム			

1 事業実施の背景及び目的

全国で食品の安全性に対する消費者の信頼が損なわれる事件が相次いでおり、生産から消費に至る各段階において、科学的根拠に基づき安全性を確保する取組が求められている。そのため、食品事業者へ秋田県HACCP認証等衛生管理に関する技術支援を行い、県産加工食品の安全・安心の確保や法令遵守に導く。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和6年度 予算額	令和5年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	秋田県HACCP認証推進事業	食品事業者に対し、秋田県HACCP認証制度の普及や、手引書を活用した支援により、秋田県HACCP認証取得の導入を推進する。	2,107	1,163	
2	自主的衛生管理強化事業	食品事業者が実施する自主的衛生管理の強化を支援する。	2,725	2,968	
3	食品安全・安心推進事業	「秋田県食品の安全・安心に関する条例」及び基本計画等に基づき、食品の安全・安心に関する総合的な施策の推進を図る。	275	2,897	
4	食品検査機器整備事業	流通食品の安全確保のための検査に必要な機器を更新する。	11,880	0	
5					
その他合計 (件)					
財源内訳			16,987	7,028	0
左の説明					
国庫補助金					
県債					
その他			16,343	6,517	
一般財源			644	511	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	秋田県HACCP認証取得件数(施設)【成果指標】									
指標式	秋田県HACCP認証取得件数(延べ施設数)									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度4月									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a		140	150	180	200	220	235	250	260	260
実績b		134	151	188	221	228	234			
b/a		95.7%	100.7%	104.4%	110.5%	103.6%	99.6%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名	自主的衛生管理巡回指導件数(件)【業績指標】									
指標式	食品衛生推進員による自主的衛生管理巡回指導件数									
出典	(公社)秋田県食品衛生協会業務実績報告									
把握時期	翌年度4月									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	6,000	6,000	6,000
実績b		8,074	8,056	6,075	7,542	5,517	5,724			
b/a		100.9%	100.7%	75.9%	94.3%	69.0%	71.6%	0.0%	0.0%	0.0%

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

--

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	HACCPに沿った衛生管理が令和3年6月から義務化となっており、大規模事業者等への秋田県HACCP認証の推進及び小規模事業者へのHACCP制度化の周知は、事業者に義務化となったHACCPに沿った衛生管理を継続して実施させ、食品の安全・安心を確保するために必要性が高い。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	食品事業者に対する秋田県HACCP認証制度の普及については、当県が独自に作成した手引き書を活用して導入支援を図っている。 手引き書はきりたんぼや稲庭うどんなど代表的な県産食品毎に衛生管理マニュアルや危害要因分析の例示を盛り込むことで、食品事業者の理解促進を図り、効率的な指導を実施している。
----	---	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(前回の参考結果)	B
----	---	-----------	---

【総合評価の判定基準】

- 「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
- 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
- 「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

秋田県HACCP認証取得について、取得件数が鈍化している。また、食品事業者によってHACCPに沿った衛生管理の実施状況に差がある。

(2) 今後の対応方針

秋田県HACCP認証取得については、現在、HACCPに基づく衛生管理の導入に取り組んでいる事業者に対して、手引き書等を用いた効率的な助言指導を実施し、HACCP認証の取得事業者を増やしていく。 食品衛生推進員の巡回指導時に、HACCPに沿った衛生管理の指導や記録等の確認に時間をかけ、食品事業者がHACCPに沿った衛生管理を継続できるよう指導していく。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

- 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
- 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
- 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--

事業評価調査書(目的設定、中間評価、事後評価)

(評価年度:令和6年度)

政策	8 生活環境			
目指す姿	2 快適で暮らしやすい生活の実現			
施策の方向性	② 生活衛生営業者への支援			
事業名	生活衛生関係営業育成事業費	事業年度	H20	年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課	
チーム名	調整・生活衛生・水道チーム			

1 事業実施の背景及び目的

生活衛生関係営業(以下、「生衛業」という。)は県民の日常生活と密接な関わりを持ち、公衆衛生の向上に寄与する重要な役割を担っているため、営業施設の改善向上、経営の健全化、営業の振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図る必要がある。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和6年度 予算額	令和5年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	生活衛生関係営業育成指導事業費	生衛業者の経営・融資等に関する相談・指導体制の整備を図るため、(公財)秋田県生活衛生営業指導センターの運営及び事業経費に対して助成する。	20,817	20,718	
2					
3					
4					
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	20,817	20,718	0
国庫補助金	生活衛生関係営業対策事業費補助金		10,408	10,359	
県債					
その他					
一般財源			10,409	10,359	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	経営・融資等相談件数(件)【成果指標】									
指標式	経営・融資等相談件数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a				430	430	430	430	430	430	430
実績b				318	472	483	506			
b/a				74.0%	109.8%	112.3%	117.7%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名	研修会、講習会等への参加人数(人)【成果指標】									
指標式	研修会、講習会等への参加人数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a				400	400	400	400	400	400	400
実績b				375	215	258	269			
b/a				93.8%	53.8%	64.5%	67.3%	0.0%	0.0%	0.0%

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

--

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	生衛業者からの相談に対する助言や指導を通じて、経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るとともに、利用者・消費者のニーズに対応し、生衛業全般の健全な発展に寄与している。
----	---	----	--

(判定基準)a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	b	理由	
----	---	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	(公財)全国生活衛生営業指導センターが提供するオンラインでの経営アドバイス、融資情報、相談事例等の情報を業務に活用している。また、生衛業者や消費者向けに、融資、税制、景気動向、各種試験、研修案内等についてインターネットを活用した情報発信を行い、正確で迅速な情報の提供に努めている。
----	---	----	--

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(※前回の参考結果)	B
----	---	------------	---

【総合評価の判定基準】

- 「A」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
- 「B」:「A」、「C」以外の判定のもの
- 「C」:「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

生衛業は、地域経済の停滞と人口減少・少子高齢化による個人消費の縮小、価格競争の激化、後継者不足の深刻化、経営者の高齢化など多くの課題を抱えており、経営を取り巻く環境は厳しいといえる。また、近年はライフスタイルの多様化や高齢化の加速などにより消費者のニーズも多様化しており、一層質の高いサービスの提供が求められている。
--

(2) 今後の対応方針

(公財)秋田県生活衛生営業指導センターは、生衛業者の経営の安定化、衛生水準の維持向上、後継者の育成などに重要な役割を果たすことから、相談・指導体制については、従来の地区相談、巡回指導とあわせ、生衛業関係機関等が相談内容や対応困難事例の情報交換を行う相談支援連絡協議会も組み合わせることで効率化を図っていく。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準)a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定		【総合評価の判定基準】
		「A」:「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
		「B」:「A」、「C」以外の判定のもの
		「C」:「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価) (評価年度:令和6年度)

政策	8 生活環境				
目指す姿	2 快適で暮らしやすい生活の実現				
施策の方向性	③ 人と動物が共生する地域づくり				
事業名	動物にやさしい秋田推進事業			事業年度	H27 年度～ 年度
部局名	生活環境部	課室名	生活衛生課		
チーム名	食品安全・動物愛護チーム				

1 事業実施の背景及び目的

近年、動物愛護に対する県民の関心が高まってきており、「人と動物が共生する社会の形成」を更に推進していくために、県民、飼い主等の意識の向上をより一層図るとともに、動物愛護団体やボランティア等との協働が不可欠となっている。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和6年度 予算額	令和5年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	「人と動物が共生する社会の形成」推進事業	ボランティアの育成、犬猫の適正譲渡の推進、地域猫対策の実施。	9,447	8,159	
2	動物にやさしい秋田PR事業	動物愛護センターの周知により「動物にやさしい秋田」をPRする。	1,858	1,824	
3	デジタル技術を活用した動物の愛護及び管理推進事業	デジタル技術を活用し、適正飼養の普及啓発及び譲渡事業等のさらなる推進を図る。	1,552	2,649	
4	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した動物愛護団体支援事業	クラウドファンディングを活用したふるさと納税の寄付金を財源として動物愛護団体の活動を活発化させる。	9,532	4,672	
5					
その他合計 (件)					
財源内訳		左の説明	22,389	17,304	0
国庫補助金					
県債					
その他		寄付金、諸収入	9,720	5,542	
一般財源			12,669	11,762	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	犬猫の殺処分頭数(頭)【業績指標】									
指標式	動物愛護管理推進計画の数値目標に基づき設定した犬猫の殺処分頭数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a				0	0	0	0	0	0	0
実績b				18	43	139	86			
b/a										

【指標Ⅱ】

指標名	動物ふれあい事業参加者数(人)【成果指標】									
指標式	動物ふれあい事業参加者数									
出典	生活衛生課調べ									
把握時期	翌年度5月									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a				11,400	12,800	17,000	22,000	27,000	32,000	32,000
実績b				34,586	9,080	8,492	9,968			
b/a				303.4%	70.9%	50.0%	45.3%	0.0%	0.0%	0.0%

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	a	理由	「人と動物が共生する社会の形成」を推進するために、拠点施設を活用し、普及啓発や動物愛護団体等との協働の推進を図るものであり、目標達成のために必要である。
----	---	----	--

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	c	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	動物愛護団体との密接な連携とボランティアの積極的な活用、飼養管理における電子化の導入により飼養管理や動物の譲渡に係る労力・費用を抑えて事業を実施することができた。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(※回の参考) 結果	B
----	---	------------	---

【総合評価の判定基準】

- 「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
- 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
- 「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

飼い主のわからない猫に対する餌やりや無計画な繁殖による多頭飼育崩壊によって、犬猫の収容数が引き続き多い状態である。また、収容された犬猫の中には人に馴れないなどの理由により、適切な譲渡先を見つけることができない個体の殺処分が継続して発生している。
--

(2) 今後の対応方針

動物愛護センターを「人と動物が共生する社会の形成」を図るための拠点施設として活用するとともに、犬猫の適正飼養の啓発等に更に積極的に取り組むことによって「動物にやさしい秋田」を推進していく。動物愛護センターが実施する「命の教室」「一般公開講座」「合同譲渡会」等の事業をオンライン配信できる環境を整備することで、愛護センターから離れた場所の小中学生や県民にも広く適正飼養の啓発を進めていく。

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

- 「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
- 「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
- 「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たった課題

--	--	--	--

事業評価調査(目的設定、中間評価、事後評価) (評価年度:令和6年度)

政策	8 生活環境			
目指す姿	3 安らげる生活基盤の創出			
施策の方向性	② 良好な生活排水処理基盤の整備			
事業名	合併処理浄化槽設置整備事業費	事業年度	H3	年度～ 年度
部局名	建設部	課室名	下水道マネジメント推進課	
チーム名	調整・広域・共同推進チーム			

1 事業実施の背景及び目的

公共用水域の水質の保全及び快適な生活の確保のため、公共下水道、集落排水等の生活排水処理施設の整備と並行し合併処理浄化槽の整備が必要となる。市町村が実施する事業に対し国や県が補助を行い、設置主体である県民負担を軽減させ、設置促進・普及させる。県全体において生活排水処理施設を普及させることが目的である。

2 事業概要及び財源

(単位:千円)

	事業内訳	概要	令和6年度 予算額	令和5年度 決算(見込)額	最終年度 決算(見込)額
1	合併処理浄化槽設置整備事業費	合併処理浄化槽を設置する者に費用の一部を補助する市町村に対し補助金を交付する。	105,777	66,493	
2					
3					
4					
5					
	その他合計 (件)				
	財源内訳	左の説明	105,777	66,493	0
	国庫補助金				
	県債				
	その他				
	一般財源		105,777	66,493	0

3 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

【指標Ⅰ】

指標名	浄化槽処理人口普及率(%)【成果指標】									
指標式	(処理人口/計画処理人口)×100									
出典	下水道マネジメント推進課調べ									
把握時期	翌年度4月									
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a				11.1	11.2	11.2	11.3	11.4	11.5	11.5
実績b				11.4	11.1	11.1	11.6			
b/a				102.7%	99.1%	99.1%	102.7%	0.0%	0.0%	0.0%

【指標Ⅱ】

指標名										
指標式										
出典										
把握時期										
年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
目標a										
実績b										
b/a										

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

4 中間評価

(1) 必要性(現状の課題に照らした妥当性)

判定	b	理由	公共用水域の水質を保全することは、県民の安全な生活基盤を確保するうえで欠くことのできないものであり、浄化槽設置者への経済的負担の軽減を図る必要がある。
----	---	----	---

(判定基準) a: 必要性が高い b: 一定の必要性がある c: 必要性が低い

(2) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	
----	---	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(3) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定	b	理由	浄化槽設置にあたっては、住宅の延べ面積のみから規模を算定するのではなく、実居住人数や将来の居住人数を考慮したうえで規模を決定している。
----	---	----	---

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(4) 総合評価

判定	B	(前回の結果)	B
----	---	---------	---

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「必要性」、「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

合併処理浄化槽を含む生活排水処理施設の整備は着実に進んでいるものの、秋田県の汚水処理人口普及率は令和4年度末で89.2%であり、全国平均の92.9%に比べていまだに立ち後れている。		
--	--	--

(2) 今後の対応方針

令和4年度に見直した秋田県生活排水処理構想において、急速に進む人口減少への対応として、効率的かつ経済的な整備手法を設定し、集合処理から個別処理へと方式を変更したエリアがあるため、合併処理浄化槽のシェアが拡大している。このことから今後も継続的に補助を行い、合併処理浄化槽の整備促進を図るため、市町村と連携しPR活動に努める。		
---	--	--

6 事後評価

(1) 有効性(事業目標の達成状況)

※指標が設定できない場合は、「b」判定以下とする。
※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率の全てが100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a, c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性(限られた予算で効果を発揮するために努力した内容)

判定		理由	
----	--	----	--

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定	
----	--

【総合評価の判定基準】

「A」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「a」判定のもの
「B」: 「A」、「C」以外の判定のもの
「C」: 「有効性」、「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--	--	--